

令和4年11月21日

みやこ町長 内田 直志 様

みやこ町特別職報酬等審議会
会長 中尾 文俊

みやこ町特別職の報酬等の額について(答申)

令和4年8月18日付けで諮問のありました議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額の改定の是非等について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

答 申

1 議会議員の議員報酬の額について

議員報酬の額

区分	現行(月額)	答申(月額)	改定額
議長	328,000円	328,000円	据え置き
副議長	273,000円	273,000円	据え置き
議員	246,000円	246,000円	据え置き

2 町長、副町長及び教育長の給料の額について

町長、副町長及び教育長の給料の額

区分	現行(月額)	答申(月額)	改定額
町長	786,000円	786,000円	据え置き
副町長	620,000円	620,000円	据え置き
教育長	572,000円	572,000円	据え置き

審議経過等

1 はじめに

令和4年8月18日に町長から本審議会に対し、みやこ町特別職の報酬等の額について諮問書が提出された。

諮問内容は、平成21年の審議会以降、審議を行っていない実情から、本町を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、町民の理解が得られるものとするために、みやこ町議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料のあるべき水準について、本審議会へ意見を求められたものである。

2 審議経過

今回の審議については、近年の人事院勧告の内容、当町の財政状況、町民感情等を考慮しつつ、また、県内団体の改定状況等を参考にし、様々な角度から、各委員がそれぞれ町民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

【審議会の開催状況】

第1回審議会 令和4年8月18日

第2回審議会 令和4年9月28日

第3回審議会 令和4年10月12日

3 審議に際し参考とした資料

- (1) 諮問書
- (2) 議長、副議長、議員の報酬額比較
- (3) 町長、副町長及び教育長の給料額比較
- (4) 前回の答申後に改定された特別職等の給与・報酬額
- (5) 県内市町村の財政指標
- (6) 県内市町村のラスパイレス指数
- (7) 人事院勧告（給与勧告の骨子）
- (8) 町村議会のあり方に関する研究会報告書の概要
- (9) 令和3年度議会活動状況

4 項目ごとの検討

- (1) 議会議員の議員報酬の額について

議会議員の議員報酬の額については、議長及び副議長の報酬額は県内他町村との比較では、平均的な水準となっているが、議員の報酬額は、県内の町村の平均より若干少なくなっている。

一方、議員定数については、合併当初は46名、その後、平成19年に46名から18名、平成23年に18名から16名、平成31年に16名から14名に削減するという自

ら身を削る改革をこれまで実践してきている。この間、議員報酬の引上げを一度も行っていない状況であるが、議員一人ひとりに求められる役割、責任は大きくなっており、それに見合う議員報酬の額とすることは考えていく必要がある。

また、町村議会のあり方に関する研究会による報告書にも触れられているように、議員のなり手不足が深刻となる中、議員報酬については、人材を確保し、議員活動を保障する十分な額とする必要があるとされている。

以上のことから、議員報酬の額を引き上げる必要性は認められるところであるが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが見通せない社会経済情勢となっており、町民は平常時とは異なる新たな生活様式を余儀なくされ、これまでに経験したことがない不安を抱えながら生活をしている。さらに、地域経済の停滞も懸念される状況を踏まえ、現時点において議員報酬の額を引き上げることに町民の理解を得ることは決して容易ではない。また、令和5年4月に町議会議員の改選が予定されており、議員報酬の額を引き上げる適切な時期ではないと判断する。

したがって、今回は据置きとして改定を見送り、新型コロナウイルス感染症が町民の生活にもたらす影響の度合いを見極め、町民の理解が得られるような時期にあらためて審議会を開催し、その時点で引上げの審議をすることが適当であるという結論に至ったものである。

(2) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

町長、副町長及び教育長の給料の額については、町長の給料の額は若干高いが、その他の特別職の給料額は、県内他町村との比較では均衡がとれている。また本町の財政状況をはじめとした現状等から、積極的に増減する要因は見当たらないため、今回は据置きとして改定を見送ることとする。

5 付帯意見

本答申は、議員の報酬及び町長等の給料が本来どれくらいの水準にあるのが適正なのかを議論し、それぞれの職責や財政状況及び県内他町村の状況等を踏まえたものである。特別職の報酬等の額については、その水準について適時検討すべき案件と考えられ、また、それぞれの職責や業務内容も社会情勢の変化等に影響を受ける要素も含んでいることから、当審議会を適切な時期に開催されたい。なお、この答申については、町議会議員の報酬や町長等の給料の改正の経緯を知っていただくため、町広報に掲載し、広く住民に周知されることを要望する。

6 おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが見えない状況が今もなお続いている。今後、第8波が来る可能性もあり、まだ予断を許さない状況である。このような中、地域経済の閉塞感やコロナ禍における疲弊感が残る住民生活において、行

政経営の責任者としての町長をはじめとする特別職や住民の代表としての議会の議員には、これまで以上に住民の期待が寄せられている。

審議内容に記したとおり、今回の審議においては、今後の本町の経済状況の見通しが捉えづらい状況において、具体的な対応を踏まえた結論を導くことは、非常に難しいものであった。

最後に、これらを十分に認識され、住民の負託に応えるべく、今後とも町政の発展と町民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。

みやこ町特別職報酬等審議会

会 長 中 尾 文 俊

職務代理 時 本 数 章

委 員 井 上 千加子

柿 本 恵 美

田 中 稔

野 崎 竜 雄

馬 場 勇

福 田 ミキヨ

前 田 文 憲

室 原 貢

(五十音順)